

第三十九回国会 衆議院 災害対策特別委員会議録 第十三号

昭和三十六年十月二十四日(火曜日)

午前十一時二十五分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事秋山 利恭君 理事生田 宏一君

理事永田 亮一君 理事古川 丈吉君

理事坊 秀男君 理事岡本 隆一君

理事角屋堅次郎君 理事下平 正一君

大倉 三郎君 岡本 茂君

金子 一平君 上林山榮吉君

岸本 義廣君 正示啓次郎君

壽原 正一君 谷垣 專一君

辻 寛一君 早川 崇君

保岡 武久君 淡谷 悠蔵君

井手 以誠君 五島 虎雄君

島本 虎三君 辻原 弘市君

中島 巖君 橋崎弥之助君

肥田 次郎君 八木 一男君

玉置 一徳君

出席政府委員

法制局参事官 吉國 一郎君

厚生政務次官 森田重次郎君

厚生政務官 太宰 博邦君

(社会局長) 中馬 辰猪君

農林政務次官 坂村 吉正君

農林事務官 坂村 吉正君

(経済局長) 庄野五一郎君

農林事務官 伊東 正義君

(農地局長) 伊東 正義君

水産庁長官 伊東 正義君

委員外の出席者

(農林事務官) 中野 和仁君

(農林事務官) 中野 和仁君

(農林事務官) 中野 和仁君

(食糧庁業務第一部長) 田中 勉君

十月二十四日

委員辻原弘市君及び内海清君辞任につき、その補欠として井手以誠君及び玉置一徳君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員井手以誠君辞任につき、その補欠として辻原弘市君が議長の名で委員に選任された。

十月二十四日

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害、同年九月の風水害又は同年五月から八月までのかんばつにより被害を受け生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案(八木一男君外十二名提出、衆法第二四号)

日並びに十月二日の強風に際し発生した火災、同年六月、七月、八月及び十月の水害又は同年九月の風水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案(五島虎雄君外十二名提出、衆法第二七号)

十月二十三日

第二室戸台風による兵庫県南淡町の災害復旧に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第七七四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案(内閣提出第五四号)

昭和三十六年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案(内閣提出第五七号)

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案(内閣提出第六四号)

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案(内閣提出第七一号)

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案(内閣提出第七二号)

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設等の災害復旧費に関する特別措置法案(内閣提出第七三号)

昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案(内閣提出第七四号)

昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案(内閣提出第七五号)

○濱地委員長 これより会議を開きます。

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案外七件を一括して議題といたします。質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、これを許します。井手以誠君。

○井手委員 私は、第二室戸台風の被害について、新たな農産物の被害が判明いたしましたので、その対策を承りたいと思います。

それは、先月の十五日から十六日にかけて襲来いたしました第二室戸台風の影響であります。玄海に起こった旋風で、玄海を航行中の船が、北九州、長崎県の北部に襲来いたしました。水稲に壊滅的な打撃を与えたのであります。付近の人はその当時はあまり影響を覚えておられませんでした。日にかが過ぎるにつれて被害がだんだん判明して参ります。特にひどいのは、刈り入れ直前になって、ほとんど成熟してないことが判明して、今びっくりいたしておるのであります。その損害を概算いたして参ります。佐賀県においては東松浦郡を中心とした二万一千町歩、二十七万トン、十九億円の損害になっておるようであります。福岡県においては四万三千町歩、十五億、長崎県においては四億を今のところ見込まれておるわけがあります。ここで、水稲の被害——イモ、パレイシも相当な被害を受けておりますが、本日は、特に水稲についての対策を承りたいわけがあります。

特異な現象としては、開花直後における被害でございますので、完全粒が全然ないといったような状態があります。本日はここにその被害のものを持参しておりますから、ごらんをいただきたいと思っております。最近判明した北九州三県の被害について、農林省は御承知であるかどうか。また、その被害の程度は、唐津市

においては、旱魃のために植付不能になり、あるいは早期栽培ですでに収穫を終ったものを含めて、全面積に對しての被害率は五五%、東松浦郡の鎮西町においては同じく五五%という非常に高い率になっておるのであります。もしこれを植付不能あるいは早期栽培を除いたものにいたしますならば、七割程度の被害があつておると思ふのであります。これに對する農林省の対策を承りたいと思つております。もちろん、こゝろ地帯に對しては、激甚地の指定があつるかと思ふのですが、その点もあわせてお伺いをいたします。

○中馬政府委員 私ども、最近に至りまして、佐賀県、特に北部の塩害が非常にひどかつたといふことを、現地からの報告その他で承知いたしました。深くお悔やみを申し上げておるところであります。ただいま激甚地の指定のお話が出ましたけれども、政府としては、実情をよく調査いたしましたし、もつと該当するならば、すみやかに激甚地に指定をいたしたいと思ひます。

○井手委員 農林省から調査に係官を派遣されておりますか。どういふふうな対策を講ぜられておるか、あわせてお伺いいたします。

○中馬政府委員 農林省の方からは、共済関係、振興局関係の係官を派遣いたしました。また、現場の食糧事務所あるいは統計事務所等に対しまして、すみやかに事情を調査した上、大至急本省の方に資料その他を報告するように申し渡しをいたしてあります。

○井手委員 そこで、以下、対策について四、五点お伺いをいたしたいと思ひます。

天災融資の適用があることは当然であります。それとあわせて、自作農創設維持資金の災害関係について、第二室戸台風はどのくらい用意をされておるか、この点については、もうすでにこの特別委員会において何回か質疑応答があつたと思ひますが、次々に災害が発生し、また判明いたしてありますので、はたして資金量が確保できるかどうかの点が問題なのであります。聞くところによりますと、二十億ないし三十億程度が貸付金回収の分としての用意があるようにも承つておりますが、今日まで確保されたのはどの災害まで確保ができ、決定がされ、今後どのくらいに上る見込みであるか。こゝろに発生する災害に對して、自作農資金の余裕がなおあるのかどうか、その点をお伺いしたいと思ひます。

○庄野政府委員 自作農資金の問題でございますが、御承知の通り、本年の自作農資金の繰上りは百六十億に相なつておりますが、百六十億のうち、配分済のものが、一般の取得維持資金、それから災害分といたしましては雪害と台風四号までが配分いたしてあります。それで、大体九十四億程度が配分してあります。なお、その他、北海道の負債整理等に予定いたしてある分をとりあへず差し引きますと、今度の災害分といたしましては、集中豪雨からのものがまだ配分してございまして、ただいまそのワクの決定をいろいろ検討中でございます。いわゆる六月の集中豪雨以降はまだ配分してございせん。それで、大体集中豪雨以降の災害引き当て分としては、三十億前後つておる勘定になっております。

これは第二室戸その他の水害といったものもございまして、ただいま統計調査部の資料を中心にいたしまして、検討いたしておる次第でございます。御承知の通り、自創資金は、天災融資法による融資、それからいわゆる農業保険によります保険金の支払い、そういった融資を引きまして、最後に残つたものを資金でめんどろを見るところが、従来のルールになつておるわけでありまして。そういうものを引かれても、なお災害分といたしまして、生計に困る、農地を手放さなければならぬといったような被災農家を救ふ、こゝろに相なつておるわけでありまして。御承知のように、天災融資法によります融資ワクも非常に大きくなつておりますし、一戸当たりの融資ワクも伸びております。そういう点の意味合いと、農業保険によりましてどの程度までいくかという点、そういうものとあわせて検討しておる次第であります。その結論は早急に出さなければならぬと思つて、急いで検討いたしております。ただいまのところでは、大体三十億前後に、なお不足いたしましては、国庫の中の予備費がございまして、場合によつてはそういうものを引き当てることも勘案しなければならぬかと思つております。ただいま既定のワクで不足を生ずるかどうかといふことはまだ言えない段階で、予備費もございましてといふことで、何とか早く検討いたしたい、こゝろに思つております。

○井手委員 今まで判明した分については、大体自作農資金は確保できるといふわけですね。端的にお聞きします

が、大体三十億程度でまかなえるといふわけですか。

○庄野政府委員 百六十億の残として災害に引き当てられる分が三十億であります。それで大体まかなえるかどうかといふことは、今検討しておるわけでありまして、まかなえないような事態になれば、とりあへず予備費を流用する、こゝろに思つておる。三十億でまかなえるか、あるいは予備費を流用しなければならぬかといふことは、まだはつきり申し上げられない段階でありまして、早急に結論を出したい、こゝろに思つております。

○井手委員 次に、政務次官にお伺いをいたしますが、こゝろ被災農家は制度融資をかなり受けておるのであります。ほとんど収獲がない、所得がないという農家に對して、制度融資の返済の延期を認めるという返済延納の措置であります。それについての御用意がございしますか。

○中馬政府委員 農林漁業公庫の融資につきましては、もちろん、ただいまおつしやつたように、延納を認めたいと思ひます。また、天災融資法によつて融資を受けておる分につきましては、新しい本年度の融資をする場合に、今までの分を含めて計算をいたしますから、一種の延納といふことになるかと思ひます。

○井手委員 次に、お伺いしたいのは、そこに現物を持つて参つておりますが、農家に飯米になる完全粒が一俵もないところがあるから、おそれる。飯米に事欠く者が、おそれる。一万戸では足らぬであらうと考へるのであります。農家に對する飯米の

確保については、従来災害地に對しましては、安売りの措置であるとか、生産者価格で県を通じて払い下げるとか、いふ特別の措置が考慮されておりましたが、今回も同様の措置が行なえるかどうか、この点をお伺いいたします。

○中馬政府委員 被害の実情を調査した上でないとはつきり申し上げられせんけれども、もしただいま私どもの聞いた範囲の被害であるならば、当然、今まで実行いたしました、来年度の新しい米がでますまでの間の飯米といふものは、従来の例になつて、生産者価格で、卸売業者への売却価格で売却をいたしたいと考へます。

○井手委員 飯米に事欠く農家には当然その措置があつたと思ふのであります。一つ事務當局からでけつておりますが、その安売りの事務手続についてお答えをいただきたいと思ひます。

○田中説明員 お答え申し上げます。ただいまの御質問の被害農家の飯米対策でございますが、私の方が現在実施しております手続は、地方庁からの申請に基づきまして、現地の食糧事務所から、その所要量を地方の知事さんに売却をいたします。知事さんは、市町村長を通じて、それぞれの農家に最も低い経費で行きたる通りに配給をしていただくといふことで、売却手続をとつております。従ひまして、この米につきましては、私の方は大蔵省とも協議をいたしまして、そして、来年度の新米の出る時期まで一年間、無利子無担保でもって延納を認めております。かような手続で実施をいたしております。

○井手委員 そこで、もう一点念を押しておきたいのは、飯米に事欠く、飯

米のない農家、これは、天災融資を受けた地域であつて、飯米のない農家には適用できるわけでございますか。

○田中説明員 おっしゃられた通りであります。

○井手委員 次に、予約概算金の問題であります。これは三十一年度の災害に際して、冷害その他に対してこの点が非常に問題になりました。本日は、それに関する概算金返納に対する利子問題の法律論争をしようとは考えておりません。私は、それを意見として持つておきますけれども、すでに利子補給の道が講ぜられておりますから、法律的なことは申し上げません。が、こういふ被害のひどい農家に対して、ほとんど飯米もないという農家に對して、予約概算金はどうかというふうになるのか。おそらく延納になさる、利子については代位弁済その他の方法があるかと思うのでありますが、その点についての対策を承りたいと思ひます。

○中馬政府委員 お答えいたします。

すでに三十一年度の北海道の冷害の場合、及び先年の伊勢湾台風の際においてとりました措置と同様の措置をとりたいと考えております。

また、利子の予算化については、当然のことでございますから、実行するようにいたしたいと思ひます。

○井手委員 事務当局から、その延納並びに利子補給についての手続を承つておきたいと思ひます。

○田中説明員 収税が大体判明いたしました場合におきまして、各県から申請を受けまして、被害の程度によりまして、それぞれ概算金の返納の額が決定

いたします。その場合におきまして、食糧庁にいたしましては、指定集荷業者、いわば協同組合、指定業者から、返納不能になりました額の代位弁済を受けることになっております。これは大体十二月末ごろには指定集荷業者から一括して代位弁済をしていただくことになっております。そこで、指定集荷業者と生産者との間における債権債務の關係が、そこに生ずるわけであり

ます。指定集荷業者は、生産者にかつて政府に代位弁済をいたしたわけでございますので、対生産者との間において延納分割払いという事例が起きるわけでございますが、その場合におきまして、指定集荷業者の融資ベースの金利というものを、国として予算措置を講じまして、これを交付することといたしております。現在やっておりますのは、愛知県の伊勢湾台風の際におきましては、府県市町村長を通じて利子補給の措置をとっております。北海道冷害の場合におきましては、直接に指定集荷業者に利子補給をいたしておつたわけでございますが、いろいろな観点からいたしまして、やはり地方自治体を通じて利子の補給交付をすることが適當であらうというところで、伊勢湾台風の際にはさうな措置をとつたわけでありました。被害が判明いたしましたして、返納の概算金の額がどの程度になりますか、それによりまして、利子補給の措置をとるということについて考慮いたしたいと思つております。

○井手委員 もう一つ念を押しておきたいのですが、生産者の立場になりまして、予約概算金は集荷業者である農協が代位弁済をする、その分は、来年の収穫から、売り渡しから生産者は弁済することになるわけですか。そうして、その間の利子については、政府が一般会計から利子補給をする、さうでございますか。

○田中説明員 仰せの通りでございます。

○井手委員 それでは最後の質問に移るわけですが、今度の水稲災害は、潮風害の被害が特異の現象でございまして、先刻もちょっと触れましたが、そこに持つて参りましたように、完全粒は一粒もないのです。開花直後の登熟期において潮風害を受けた、完全粒がない、こうなつて参りますと、食糧法によつて政府はとこまで見てくれるのか、法律的に申しますならば、米穀は全部政府に売り渡さなければならぬことになつておるのであります。最近相次いで襲いました災害に対して、政府も今度の災害に対しても特別の措置をとられておるようでありますが、この潮風害という特異の被害状態に対しては、なお足りないようであります。等外上あるいは規格外の取り扱い、潮風害の特異の被害状態、不完全粒ばかりであるということに対しての取り扱いに對して、やや欠くところがあると思ひます。この食糧法の精神からいって、また、農村の農業經營の実態からいって、これを可能な限り買上げてもらはねばならぬのであります。それに対して食糧庁は最大限の努力を払つてもらいたいと思つておりますが、その用意をこの機会に承つておきたいと思ひます。

○中馬政府委員 お答えいたします。

ただいま福岡県及び佐賀県に対して、等外米の品質その他いかなるものであるかというところを試験するようして、食糧庁としては指示をしております。その試験の結果を待つて、潮風害による米を等外上もしくは規格外の米として、できるだけ買入れをいたしたいと思ひます。佐賀県の東松浦郡地方におきましては、特に塩害がひどいように聞いておりますので、食糧庁としては、最大限にこれを買うよう努めたいと考えております。

○井手委員 そこで、私に強調しておきたいことは、従来の検査規程によつてかきかたりのものは買上げてございまして、一方、農業災害補償制度によつて補償されるものは、大体一・七ミリの下のものであると私は聞いております。そうして、今度の災害を受けた潮風害の水稲の粒は、一・七ミリアるいは一・八ミリ、一・九ミリという、その辺のものが非常に多いのであります。腐敗米であるとか、あるいは完全に完全粒が入つておるか、あるいは非常に粒の小さいものが混合してあるとかいふ、いわゆる混合したものじやなくて、不完全粒が多いのです。これを農家から見ますと、飯米にされるよりな米は一俵もなく、一・八ミリ程度の不完全粒ばかりのものが、二十俵、三十俵という多数に上る農家も見込まれておるわけでありまして、従つて、食糧庁では可能な限り買上げてもらふ、しかし、農業災害補償制度では、一・七ミリ以下しか災害の対象にしないということになりますと、一戸当たり二十俵、三十俵という大量のものが、そこに空間ができて、買ひ上げはしてもらえない、災害の対象には

してもらえないという、従来の規定から参りますと、そこに大きな差が、すき間が出て参るわけでありまして、これを被害者は一番心配をしております。買ひ上げをしないから直ちに災害の対象にするという法の建前ではありませんが、これも、これがまた多数の二等、三等に類するような保有米があつて、そこに若干等外下くらいのををまぜるといふことは、従来は考えられませんでしたけれども、今度は等外下程度のものをばかりあるという場合に、農家の食糧にもならないのであります。従つて、買ひ上げられるもの、農業災害の対象になるもの、その間に差があつてはならぬと思ひます。また、農業災害補償制度から申しますと、その損失を補つるという規定、目的になつておりますから、買ひ上げできないものは、当然損失とみなさなくてはならぬと思ひます。この点については、すでに農林省において昨日から相当研究をされておるようでありますから、私は、本日あまり窮屈な法律論争はいたしません。端的に申しますならば、極力買ひ上げてもらふ、どうしても食糧庁として買ひ上げができないものは、さういふわけじやありませんけれども、買ひ上げないものは、やはり農家の損失として災害の対象にしてもらいたい、その点に対する政務次官の所信を承つておきたいと思ひます。

○中馬政府委員 仰せのごとく、食糧庁が買わない米は、ことごとく農業共済の対象になるかどうかという点については、いろいろ議論もあるようでありまして、今回の災害は特異な現象でもございまして、政府として

火をしておる活火山でありまして、この五百回の中には大爆発をする大きな噴火もあるわけでございまして、こういう事情からいって、これは明らかに天災であることは間違いないしする点を、私どもは痛切に考えておるのでございしますが、これに對しまして、農林省として、過去にどういふ処置をとられたか、これからどういふ処置をとられようとしておるか、ことに、これからどういふ処置をとられようとしておるかという質問の中には、通常国会には、できるならば政府提案として天災融資法の改正案をぜひお出しいただきたい、これが被害地の痛切なる希望でもありますし、われわれ国会としても、当然これは考えてやらなければなら

らない点ではないかと思ひますので、この点について、まず御意見を伺つておきたいと思ひます。

○中馬政府委員　桜島の降灰によつて果樹園、蔬菜等が非常な被害を受けておりますので、農林省といたしましては、今までの天災融資法の法律の解釈からいきますと、国民經濟に重大な影響を及ぼすことであるという建前をとつて、従来はこれを指定の範囲内に入れておりません。しかし、今回の降灰は、非常な被害があるように承知をいたしておりますので、浅間山の噴火による長野県の一部あるいは群馬県の一部の地方における被害等の実情も勘案いたしまして、これを被害の対象の中に入れて天災融資法を發動するような方向で、ただいま検討を加えております。近く係官も現場に派遣いたしまして、詳細に検討を加えたいと考えております。

なお、通常国会で法律の改正をする意

思はないかということでありますけれども、これは特に法律の改正をしなくても、政令の運用によって十分に活用できるものだと考えております。さらに、天災融資法の最初の法律のもとに、今回の戸台風等による天災融資法の改正は、いわゆる暫定措置法でございまして、それによって農家一戸当たりの融資金額ワクの引き上げをいたしましたけれども、桜島の場合はまだそこまでのところでは、調査の結果が出ないかわかりませんので、考えておりませんけれども、改正はしなくても、現在の本法の限度内で一応やれるのではなからうか、かように考えておりますけれども、詳細は係官の調査の結果処置いたしたいと考えております。

○上林山委員 農林省としては、ただいまの御答弁で伺いますと、政令の範囲内でできるだけの被害を救助し得るような方途を講ずる、こういう言明をいただきました。関係方面においても非常に喜んでおると私は思います。しかし、できるものならばさらに御検討願って、恒久的なものにしておかなければ、一回か二回か単に噴火になるのではなくて、これは相当長い間噴火になるのでありますから、その点を十分御研究願って、今までの立法的な観念ではなくて、もう一つ進んだ御検討も別途に講じていただきたい、これは、私の強い要望としてお聞きを願っております。

さらに、これに関連いたしまして、噴火によって石が——石といつても、これは一人や二人の人力ではとうてい持ち得ないような石が、山から流れてくるのです。これは不思議なものです。

ね。雨が集中して降りますと、軽石で流れてくるのです。流れて参りました、それぞれ川をふさいだりいたしまして、農作物にこれがまた非常なる被害を及ぼすのです。これは普通の災害ではなくて、特別の災害として見ていくべきものであると、私も、あの現地を見ましてそういうふうに感じます。今回も、この三十六年度内に、しかも、この特別立法の期間内に、そういうような、山から水とともに流れてくる岩石によって、あの農作地帯あるいは川、あるいは果樹、園芸、こうしたものが非常なる被害をこうむつておるわけです。これは、ただ普通に雨が降つてこられたのに比べまして、はじめのものでございまして、この特殊事情も、係官を派遣されて、農林省としても——これは建設省にもわれわれ連絡しておりますが、農林省としてこれは特別に係官を派遣してお調べをお願いしたい、その上で、またこれに対するところの特別の措置もお考えお聞きを願いたいと思ひますが、何か御意見がございすれば、拝聴したいと思ひます。

○中馬政府委員 今まで地元から私も受けておりました要望のうちでは、天災融資法を適用するようにはもらいたくないということでありましたから、その点については、先ほどお答えをいたしましたところで御承知を願ひたいと思ひます。

ただいま大きな石が落ちてきて、これに対する排除その他の措置はどうかということでございますけれども、これはただいま聞いたばかりでございますので、的確なお答えができないことを遺憾に存じますが、天災融資法の適用と同時に、その道の専門家を近く現場に派遣いたしまして、適当な検討をしてみたいと考えておりますから、御承知を願ひたいと思ひます。

○濱地委員長 この際、お諮りいたします。

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案に対する質疑を結局するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱地委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

これより討論に入るのであります。が、別に討論の通告もございませんので、直ちに採決に入ります。

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱地委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決いたしました。

○角屋委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党並びに民主社会党の三派共同提案にかかる附帯決議を提案いたしたいと思ひます。

まず、案文を朗読いたします。

政府は今般災害における農林漁業者の被害の激甚な事情に鑑み、現行法に所要の改正を加えた特例法を提案しているが、被害農林漁業者の早期立上りのために特に左の点に留意すべきである。

一、連年災害を受けた被害農林漁業者で今次災害で再び融資を必要とする者に対する償還条件緩和等について格別の配慮をなすこと。

二、果樹等の被害が極めて大きいので資金量を充分確保すること。

三、政令で定める水産動植物の養殖には、にじます、ふぐ、はまち、こい等を含める様考慮すること。

四、漁船建造資金の総トン数二トン未満を今後五トンまで引上げるよう検討すること。

五、本特例法による融資と自作農維持創設資金の融資とを総合的に運営して被害農林漁業者の早期立上りを積極的に推進すること。

右決議する。

昭和三十六年十月二十四日

衆議院災害対策特別委員会

以上であります。が、本附帯決議につきましては、特別委員会の審議の中で各同僚委員から真剣に討議された問題でありますので、趣旨の説明を省略いたします。

何とぞ満場一致の議決をもつて御決議あらんことを希望いたします。

○濱地委員長 これにて趣旨説明は終りました。

これより採決いたします。

ただいまの角屋堅次郎君の提案の通り、附帯決議を付するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱地委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

なお、字句の整理等の必要を生じました場合における措置につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますので、さう御了承願ひます。

この際、附帯決議について政府より所見を聴取いたします。中馬政務次官。

○中馬政府委員 ただいまの附帯決議の五項目につきましては、農林省におきましても、真剣に検討を加えて善処いたしたいと存じます。

○濱地委員長 ただいま議決いたしました法律案に関する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱地委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○濱地委員長 次に、昭和三十六年九月の第二戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案に対し質疑があります。これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 ただいまの昭和三十六年九月の第二戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案に、角屋堅次郎君。

船の建造に関する特別措置法案について、かねて、法案提出前に本特別委員会において質疑をかわしたわけであり、また、本法律案の最終段階でもありますので、さらに数点、重点的に質疑をいたしたいと思います。

まず第一は、御承知の通り、今度の第二室戸台風では、それぞれ関係県において小型漁船に非常に激甚な被害が生じたわけであり、従って政府といたしまして、この激甚小型漁船の被害に対して、早期立ち上がりのために本特別立法を提案された趣旨は、まことに了するわけであり、そこで、本特別措置法案の運営の問題に

関連をいたしまして、まず第一に、本特別法案では、御承知の通り、県が被害漁船に対して三分の二を補助する場合に、国がその三分の一のめんどろを見ようという趣旨に相なっており、従いまして、結局経費をいたしましては、国が三分の一、県が三分の一、個人負担が三分の一、こういうこととに相なるわけであり、そこで、特に和歌山その他被害の激甚県においては、県の三分の一の問題についての起債が認められるように相ならぬだろうか、こういう要請等も出て参っております。さらに従来三分の一の個人負担については、農林漁業金融公庫からの融資が、伊勢湾台風の場合にもチリ津波の場合にも認められて参ったわけであり、今回の特例法実施の場合においても、個人負担の三分の一の負担分については、農林漁業金融公庫の融資が当然配慮されていると思ひますけれども、これらの問題についてまずお答えをお願いしたいと思います。

○中馬政府委員 個人が建造する場合においては、当然公庫の融資はあります。県の場合は、ただいま自治省と協議いたしておりますけれども、もし、県の方で御希望があれば、農林省としては応援をいたしたいと思います。

○角屋委員 伊勢湾台風あるいはチリ津波の政令の基準から参りますと、激甚県が指定をされ、あるいはその激甚県のもとにおける激甚漁協が該当するということに相なります。この第二室戸台風の場合に、今水産庁で激甚県の指定県として調査の結果予定をされておるのは、私どもの承知しておるところでは、大阪、和歌山、兵庫、徳島、高知、愛媛、鹿児島、七県というふうになっております。そして、その適用になる総隻数が三千二百九十四隻というふうになっておりますが、本特別委員会が私がかねて質疑しておりましたように、この激甚県に該当しない県においても、それぞれ相当数の小型漁船が痛めつけられております。たとえば激甚漁協の指定基準だけからいけば、北海道、岩手、愛知、三重、滋賀、広島、宮崎、こういう各県がそれぞれ激甚漁協の基準からいって入っておりますが、激甚県に該当しないけれども、この特例法の適用は受けたいというところに、従来の政令基準からいけば相なるわけであり、従って、私もとしては、農林水産の被害の建前からいけば、激甚県という考え方はなく、激甚漁協というところに主体を置いてやるべきではないかということをお願いするわけであります。しかし、いろいろ農林省と大蔵省との折衝過程もあることではあります、これらの問題については、さらに一つ御努力

を願って、そういう激甚県でない他の該当県で激甚漁協の基準に入るものについて、十分配慮されるように御努力をお願いしたいというふうに強く希望いたしておるわけであります、これらの問題についてお考えを承りたいと思ひます。

○伊東政府委員 お答えいたします。今、先生のおっしゃいました指定県その他でございますが、私も今までわかつておる範囲で申しますと、先生のおっしゃいましたように、県が大阪以下七県くらい入るだろうというふうなことになるわけであります。隻数は、入りますのが大体二千五百隻くらいではないかというふうに思っております。これも精査いたしませんと隻数等ははつきりいたしません、現在はそのような隻数になっております。

それから先生が最後におっしゃいました激甚県の問題でございます。これは伊勢湾台風、昨年のチリ津波とはほとんど同じような考え方で実はこの法案を作成し、またお手元に御配付してあると思ひますが、大蔵省等と大體話をいたしておるところでございます。先生のおっしゃいました入らぬものにつきましては、そういう組合だけでも見れば該当するものについては、あまたかい気持で何か考へるべきだというお話でございますが、私もその点につきましても、天災融資法でございますか、あるいは公庫の融資もござい

ますので、そういうところには優先的に農林省でお世話するということも一つの方法だと思ひますので、これは検討してみたいと思ひます。

○角屋委員 今、水産庁長官からお答

えがありまして、激甚県に該当しないところについては、天災融資法ないしは農林漁業金融公庫の建設資金という別途の方途でということをお願いいたします。今日までの大蔵省との折衝過程では、おそらくそういうことであろうかと思ひますが、さらに激甚県というところに主体を置かず、激甚漁協というところに主体を置いて、本特別法の適用を受けるように一つ努力をお願いしたいということを希望いたしまして、私の質問を終わります。

○濱地委員長 本案に対する質疑を終局するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱地委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○濱地委員長 これより討論に入るのではありませんが、別に討論の通告もございませんので、直ちに採決に入ります。

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱地委員長 起立総員。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

○濱地委員長 本法案に対し、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同提案にかかる附帯決議が提出されております。趣旨の説明を求めます。角屋堅次郎君。

党、日本社会党及び民主社会党の三派共同提案による附帯決議の提案をいたしたいと思います。

まず、案文を朗読いたします。

政府は本法の施行に当り沿岸漁業地域の被災の激甚なる実情に鑑み、小型漁船建造の助成について政令基準を実情に即して検討を行ない、激甚県より激甚漁業協同組合に主体をおき、沿岸漁民の早期立上りに万遺憾なきを期すべきである。

右決議する。

昭和三十六年十月二十四日

衆議院災害対策特別委員会

提案の趣旨については、特別委員会における種々の質疑並びにただいま行ないました質疑を通じて明らかでありますので、これを省略いたします。

何とぞ満堂の御賛成あらんことを希望いたしまして、提案の説明を終わります。

○濱地委員長 これにて趣旨説明は終わりました。

これより採決いたします。

ただいまの角屋堅次郎君の提案の通り、附帯決議を付するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱地委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、字句の整理等の必要を生じました場合における措置につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますので、さよう御了承願います。

この際、附帯決議について政府より所見を聴取いたします。中馬政務次官。

○中馬政府委員 ただいまの附帯決議につきましても、先ほど水産庁長官か

らの言明もありまして、いろいろいき
さつ等もございますけれども、今後こ
れが実現について努力をいたしたいと
思います。

○濱地委員長 ただいま議決いたしま
した法律案に関する報告書の作成等につ
きましては、委員長に御一任を願
いたいと存じますが、御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱地委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らな
かった〕

〔参照〕

昭和三十六年五月、六月、七月、八
月及び九月の天災についての天災に
よる被害農林漁業者等に対する資金
の融通に関する暫定措置法の適用の
特例に関する法律案（内閣提出第六
四号）に関する報告書
昭和三十六年九月の第二室戸台風に
よる災害を受けた漁業者の共同利用
に供する小型の漁船の建造に関する
特別措置法案（内閣提出第七一号）
に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年十月三十日印刷

昭和三十六年十月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局